

新庄村農地利用最適化推進委員の募集について

新庄村農業委員会では、任命の日から令和11年7月19日まで活動していただける新庄村農地利用最適化推進委員を以下のとおり募集します。

- 1 募集人数 3名
- 2 任用期間 任命の日から令和11年7月19日まで
- 3 身分 新庄村の非常勤職員
- 4 職務内容 農地利用最適化（農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消）に関する業務等
- 5 報酬 年額 140,000円

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地の利用最適化の推進に熱意と見識を有し、村内において活動できる者で、委嘱を受ける日において村内に住所を有する者。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ていない者
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は、その執行を受けることがなくなるまでの者。
- (3) 暴力団員等（「暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条に規程する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者）
- (4) 新庄村の職員（ただし会計年度任用職員を除く）

7 推薦及び応募に係る手続き等

規程の様式に必要事項を記入のうえ、持参又は郵送により新庄村産業建設課内農業委員会事務局）まで提出してください。なお、提出された書類は返還しませんのでご了承ください。

(1) 提出書類

農業者等（個人）が推薦する場合・・・・・・・・・・推進委員推薦（個人）
様式第1号

農業者等（法人又は団体）が推薦する場合・・・・・・・・・・推進委員推薦（団体）
様式第2号

応募する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・推進委員応募
様式第3号

(2) 提出先 717-0201 真庭郡新庄村 2008-1

新庄村産業建設課内 新庄村農業委員会事務局

- 8 受付期間 令和8年5月1日から令和8年5月29日まで【期限内必着】
※持参される場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。
- 9 選考方法 新庄村農業委員会が、提出された書類をもとに選考を行い委嘱します。
(必要に応じて面接を行う場合があります。)
- 10 推薦・応募内容の公表
法令の規定に基づき、応募期間の中間及び期間終了後に新庄村ホームページで推薦及び応募様式に記載された事項(住所及び電話番号を除く)を公表します。
- 11 問い合わせ先 新庄村産業建設課内 新庄村農業委員会事務局
TEL 0867-56-2628 (直通)
FAX 0867-56-2629